

人手不足でお困りの企業・事業所のみなさまへ

「あと少し、人手がほしい」を いなべ市 シルバー人材センターが お手伝いします！

短時間の仕事から、定期的なお仕事まで。
経験豊富なシニア人材が、企業・事業所の
さまざまな業務をサポートします。



.....＼こんなお困りごとはありませんか？／



繁忙期だけ人
手が足りない



短時間・短日
数の仕事を
任せたい



事務作業や
PC入力を
お願いしたい



伝票整理や書
類の整備を頼
みたい



採用するほど
ではないけれど
人手がほしい



地域の人材を活
用して地域貢献
にもつなげたい

＼そんなときは、いなべ市シルバー人材センターにご相談ください／

いなべ市シルバー人材センターなら、「必要なときに、必要な仕事」を。



お仕事の期間と内容

● 臨時的・短期的な業務

(おおむね月10日程度以内)

● 軽易な業務

(おおむね20時間を超えないことを目安)

★ **派遣労働者として事業所の指揮命令の下で就業できます！**

★ **社会保険の対象外となります！ ※1**

※1 雇用保険制度については法改正により、令和10年10月1日施行に基づく

⚠ お引き受けできない主な業務

- ✕ 高齢者にとって危険又は有害な業務
(例) 高所作業、クレーン・プレス機器等の重
量機器の操作
- ✕ 労働者派遣法で禁止されている派遣禁止業務
(以下指定の5つの業務)
 - ・ 港湾運送業務
 - ・ 建設業務
 - ・ 警備業務
 - ・ 病院・診療所などにおける医療関連業務
 - ・ 弁護士・社会保険労務士などの士業



経験豊富なシルバー会員がお伺いします！

「こんなお仕事でも頼めるかな？」
まずはお気軽にご相談ください！

公益社団法人

いなべ市シルバー人材センター

〒511-0205
三重県いなべ市員弁町笠田新田111(員弁老人福祉センター内)

☎ 0594-84-1800

受付時間 平日8:30~17:15

ホームページ
はこちらから

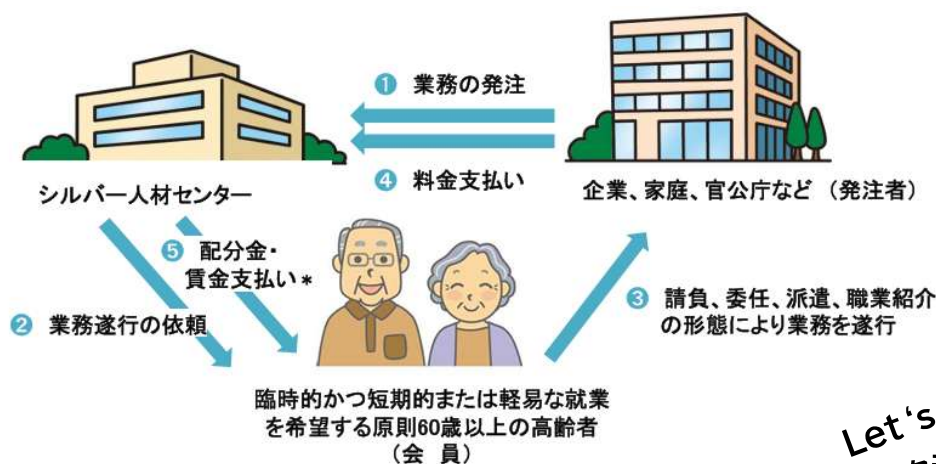


① シルバー人材センターのしくみ

シルバー人材センターは、企業、家庭、官公庁などから業務を受注し、それらを、請負、委任、派遣、職業紹介の形態により、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する高齢者(会員)に、働く場として提供します。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事が指定しています。

【シルバー人材センターのイメージ】



* 職業紹介の形態により業務を遂行する場合、賃金は発注者が会員に支払います。

シルバー人材センターが会員に提供する業務が、臨時的かつ短期的または軽易な業務となるため、会員の就業は、現役世代の労働者などが1人で行う業務を、複数の会員が時間や日にちで分担して行う方法(ローテーション就業)が基本となります。

Let's
ワークシェアリング!



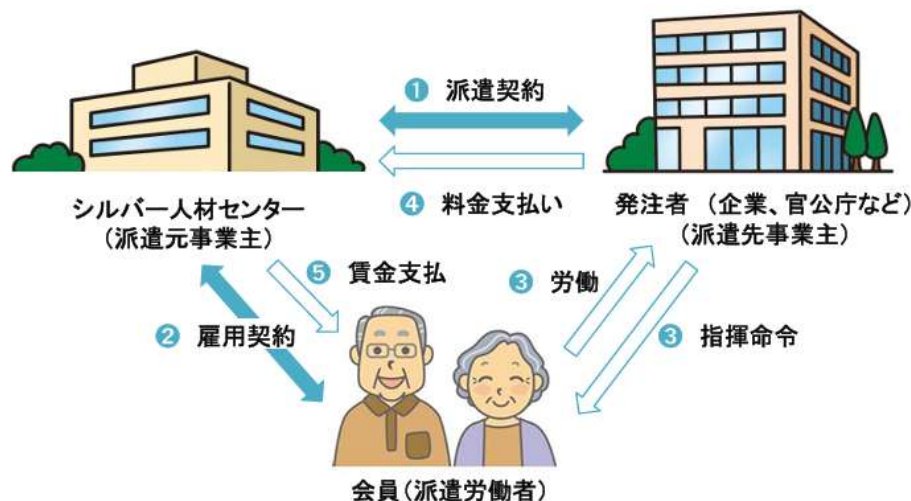
② 派遣就業について

シルバー人材センターが、発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣する方法により業務を行う形態です。

シルバー人材センターは、発注者と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員を発注者の事業所などに派遣します。

会員が発注者の指揮命令を受けて働くことが目的となりますので、発注者は会員に指揮命令できます

【発注者、シルバー人材センター、会員の関係】



シルバー人材センターが会員を雇用するんじやのう※1



※1 契約は公益社団法人三重県シルバー人材センター連合会との契約になります